草刈り業務委託契約書（案 V6）

一般社団法人双葉グリーンサポートセンター（以下「甲」という。）と、会員〇〇（以下「乙」という。）は、甲が実施する環境整備事業等に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、草刈りその他甲が実施する事業に係る業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（契約期間）

本契約の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年３月３１日までとする。

２　本契約は、当事者の申し出がない場合、１年間更新することができる。

第3条（個別業務の依頼）

甲は、個別業務の内容、場所、予定日時その他必要事項を LINE、電子メールその他の方法により乙へ通知する。

２　乙は、個別業務ごとに受諾又は辞退することができる。

３　乙は、業務を受諾した場合、安全確保のため甲が定める標準作業手順を参考として、自己の裁量と責任において業務を遂行する。

第4条（業務内容）

業務内容は、次のとおりとする。

（１）草刈り業務

（２）その他甲が指定する業務

第5条（機材）

乙は原則として自己所有の草刈機その他必要な機材を使用する。

２　甲が機材（自動機を含む）を貸与する場合は、乙は善良な管理者の注意をもって使用する。

第6条（報酬）

甲は乙に対し、個別業務の完了報告を受けた後、次の基準により報酬を支払う。

（１）草刈機等を乙が持参する場合

標準作業（3 時間程度、以下同じ）１件につき３，５００円

（２）草刈り機等に加え、自動機運搬のための軽トラ・バンを持ち込んだ場合

標準作業１件につき４,０００円

（２）甲が草刈機（混合燃料及び消耗品を含む）等を甲が貸与する場合

標準作業１件につき３，０００円

２　必要作業量、作業条件、面積、危険度等により、甲乙協議のうえ別途報酬を定めることができる。

第6条の2（無償活動）

乙は、個別業務ごとに、報酬の支払いを受けない無償活動として参加することができる。

２ 前項の場合であっても、本契約のうち安全管理、保険、秘密保持その他業務遂行に必要な規定は適用する。

第6条の3（悪天候等による中止又は中断）

甲又は乙は、悪天候その他安全な業務遂行が困難と認められる場合には、業務の全部又は一部を中止し、又は中断することができる。

２　前項により業務開始前に中止した場合には、原則として報酬は発生しない。

３　第１項により現地集合後に業務を中止した場合には、甲は乙に対し、必要に応じて協力金を支払うことができる。

４　第１項により業務開始後に中断した場合には、甲は乙の作業実績、作業時間その他の事情を考慮し、報酬の全部又は一部を支払うことができる。

５　前２項の協力金又は報酬額は、甲が定める基準又は個別の事情を踏まえて決定する。

第7条（支払方法）

報酬は毎月末日締めとし、翌月２５日までに乙指定の金融機関口座へ振り込むものとする。

２　金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日とする。

第8条（経費）

草刈機等を乙が持参する場合、業務遂行に要する混合燃料は支給するが、その他の燃料費、消耗品費その他の経費は、原則、前条の報酬に含まれるものとする。

第9条（保険）

甲は、乙が受託する業務について傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

第10条（事故等）

乙は業務中に事故又は第三者への損害が発生した場合、直ちに甲へ報告しなければならない。

第11条（秘密保持）

乙は業務上知り得た個人情報その他の秘密を第三者へ漏らしてはならない。

第 12 条（雇用先等への届出・承認）

乙は、他の事業者、団体、国、地方公共団体その他の機関との間で雇用契約その他の勤務関係を有する場合には、本契約に基づく業務の受託及び報酬の受領について、自己の責任において、当該勤務先の就業規則、服務規程その他の内部規程を確認し、必要な届出、許可又は承認の手続を行うものとする。

２　乙が公務員その他法令上兼業又は副業について制限を受ける者である場合には、乙は、自己の責任において、必要な兼業承認、自営兼業承認その他の手続を行ったうえで、本契約に基づく業務を受託するものとする。

３　前２項の手続の要否及び内容は乙の勤務先等により異なるため、乙は必要に応じて勤務先等に確認するものとする。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

１　乙は、自らが暴力団その他反社会的勢力に該当せず、また、これらと密接な関係を有しないことを確認する。

２　乙が前項に反することが判明した場合は、甲は催告を要することなく本契約を解除することができる。

３　前項により契約を解除した場合において、甲はこれによって生じた損害について責任を負わない。

第14条（契約解除）

甲又は乙は、相手方に重大な契約違反があった場合、その他転居、転勤、傷病その他の事由により業務受委託を継続することが困難となったときは、本契約を解除することができる。

第15条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。

以上、本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

令和８年〇月〇日

甲：一般社団法人双葉グリーンサポートセンター
代表理事　濱田昌良

乙：住所

氏名